



リバタリアン

月
刊

ホームページ
<https://institute-for-libertarian.org>
 メールアドレス
info@institute-for-libertarian.org

発行所 リバタリアン協会
 編集・発行人 前川範行

ビットコインとその思想

Bitcoin (以下、ビットコインと表記) と言えば、日本では未だに詐欺の代名詞のように思われている。確かに、より広い意味での暗号資産・仮想通貨のほとんどは、詐欺としか思えないものだ。思想的・信条的にビットコインを支持(信仰?)する人々はビットコイナーやビットコインマキシなどと呼ばれるが、彼らはアルトコイン(ビットコイン以外の全ての暗号資産・仮想通貨)は全て詐欺だと考えている。ではなぜ、彼らはビットコインには(至上の)価値があると考えるのか、一般にはまだ知られざるビットコインの「思想」について、本稿では拙筆ながら紹介させて頂きたい。

思想について語るには、まず歴史を語らなければならない。一般に言われていることとしては、ビットコインは2008年に「サトシ・ナカモト」という匿名の人物が「Cryptography」という暗号学のメーリングリストに「Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System」と題した論文を投稿したことからは始まる。それは事実かもしれないが、ビットコインはそのようなポット出のテクノロジーではない。暗号技術によって政府や企業などの恣意的な主体から個人の自由やプライバシーを守ることを標榜するサイファーパンクの運動は1980年代後半から強い潮流として存在した。その後約20年にわたり、完全に独立した個人同士がインターネットを利用して、政府や銀行、特定の企業や個人といった第三者を一切信用せずとも決済、資産の移転を行うことが出来る仕組みが何度も提案されてきた。本稿ではビットコインの技術的詳細には一切立ち入らないが、ビットコインはそのような技術的提案の集大成として登場してきたものであり、サイファーパンク運動というリバタリアン思想がその背景にあったのである。

ビットコインの背景にあるのは、サイファーパンク的なリバタリアン思想だけではない。実は、ミーゼス、ハイエク、ロスバードといったオーストリア学派的なリバタリアン思想も、ビットコインに「関係がある」。この文脈では現在、サトシ・ナカモトの誕生日が1975年4月5日であり、これは1933年4月5日に実施された米国民の金保有を禁止する大統領令6102号と日付を合わせているという説や、ビットコイン論文の提案がリーマンショックの直後であり、政府による恣意的な銀行救済に反対する意図があるという話が、まことしやかに囁かれている。確かに、オーストリア学派の思想家は、金本位制を支持したり、民間銀行を政府が恣意的に救済するという現在の仕組みそのものが不必要に好況・不況の波の振幅を増大させる原因となっているといった批判を行う。ただ、上述のエピソードを以ってビットコインとオーストリア学派的なリバタリアン思想に関係があると断じることは「都市伝説」の域を出るものではないだろう。

もっと直接的に、ビットコインとオーストリア学派的な

リバタリアン思想には関係がある。まず、ビットコインは発行上限と新規発行に関するルールがプロトコルによって決められており、誰かが恣意的に総量を増やすことはできない(1)。オーストリア学派が金本位制を支持するのは、まさにこの点である。欧米各国は、第一次世界大戦に参戦するための費用を捻出するために、金本位制から離脱して恣意的な貨幣の増発を行った。その結果は、インフレ(通貨価値の下落)を通じた国民からの不当な資産の没収に他ならない。戦争は、国家という恣意的な主体が国民の自由や権利を甚だしく侵害する。オーストリア学派はリバタリアン思想の立場から、まずこの点によって、政府という恣意的な主体が紙幣を刷り増し可能な法定通貨制度に反対し、金本位制を社会の基礎とするように訴えるのである。金本位制は数多の批判に晒されている。オーストリア学派はその批判への応答を行なっているが、筆者の不勉強と紙幅の都合により詳細は割愛する。

2020年代初頭に世界は、未知の感染症を理由として政府が人々の自由を恣意的に制限する事態を経験した。また日本では、社会保障支出を理由として政府支出が拡大しており、新規国債発行と日銀引受によってこれを担保している。その帰結は、オーストリア学派に言わせれば、政府が市場を歪めインフレによって個人の資産を不当に収奪するということになる。「自由」を取り戻すための手段として、読者諸氏もビットコインに「賭けて」みてはいかがだろうか。(K.S.)

(1)

ビットコインネットワーク全体の採掘速度の50%以上を支配する「51%攻撃」や、チェーンをハードフォークさせて「俺のルール」に多くの参加者を従わせるといった方法で新規発行をコントロールすることは不可能ではない。しかし、前者はこれまでに成功したことがなく、後者の例はあるもののビットコイン本体よりも成功した例はない。

リバタリアンな市場と民営化

リバタリアンな市場とは、民営化とは何を意味するのか。リバタリアンは応答しなければならないだろう。

通常、「市場」と言えば、貨幣的な交換のみを意味するだろう。具体的には、商品や株式の売買、雇用、そして政府関係部局の取引がそれにあたる。よって、「ご近所づきあい」や読書会のような非貨幣的とみなされる行為は除外されている。この見解に対して、リバタリアンが言うべきことは「それはおかしい。」その一言である。

まず、貨幣とは何を指すのか。国家が介入する中央銀行で発行されたものだけが貨幣ではない。貨幣とは最も交換に使用される商品のことである。よって、我々が日ごろ目にする「●●銀行券」だけが貨幣になるのではない。状況に応じて貨幣は変化する。歴史的には、タバコ、砂糖、塩、牛、釘、銅、穀物等、多種多様な財が貨幣として取り扱わ

目次

1 ビットコインとその思想

1 リバタリアンな市場と民営化

3 ガーシー騒動に見る「暴露」

4 リバタリアン・ユートピア～2～

5 Student for Liberty について

●『リバタリアン』寄稿者募集中
 希望者はリバタリアン協会メールアドレスまで

●【宣伝】ディスコード・サーバー
 「リバタリアン・サークル」へ集え!
<https://discord.gg/3zhmqSKT2W>

●ツイッター、フォロー求む @instLibertarian

●次号(第3号)は6月1日発行予定

れていた(1)。あくまで貨幣は「最も交換に使用される商品」であり、必ずしも道徳や権利が含意されている訳ではない。いわば社会構築主義的なトークンに過ぎないのだ。ゆえに、リバタリアンは貨幣のすべてを肯定する訳ではない。特に、準備率が100%に満たない(=すべての預金者が同時に引き出せない)現状の銀行制度と銀行券に対しては異議を唱えなければならない。それは、詐欺だからだ(2)。法定貨幣は「政府の信用」のみに紐づけられており、政府が好きタイミングで好きなように「発行」できることを意味する。そのような貨幣は非リバタリアンな「市場」において肯定されるかもしれないが、リバタリアンな市場においては唾棄すべきものである。

商品の売買においても、また、非商品経済とされる「ご近所づきあい」においても、人々の交換を一方的に規定し、妨害する政府統制下の貨幣は市場を、つまり人々の交換を破壊する。政府が統制する貨幣経済下の「市場」では、政府構成員とその協力者以外の人々は、望んでもいないものを強制的に供出させられることになる。本来、あなた自身のものであったはずの財産は、直接的には税金として収奪され、間接的には規制による機会費用によって損失を被る。政府がなければ収奪されなかった、あるいは機会費用を生じることがなかったはずの時間と資源(労働・資本等)は、もしかすると「ご近所づきあい」に代表される共助に用いられたのかもしれないし、好きな商品を購入することで自助に用いられたのかもしれない。いずれにせよ、政府の市場破壊行為は、資本財と消費財の生産及び消費、そして多くの場合非貨幣的とされる共同体や人類に対するコミュニケーションを蔑ろにする。税と規制によって窮乏する人々は、次第に「政府頼み」の病に伏し、他者の人格の軽視と、共同体からの撤退へ向かう。税による窮乏によって、他人に構ってられる時間と消費財の余裕はなくなるのだ。

では、リバタリアンの云う市場とはどのようなものか。それは、自己所有権を侵害しない、交換による結果状態。ただ、それだけである。あくまで市場は帰結にすぎず、政府統制下の「市場」を除いて、どのような市場が望ましいのかは、人それぞれである。つまり、リバタリアン社会において、企業連合体とそれらに同意した消費者による経済共同体を望ましいとする者や、生産手段の非私有化による共同体——市場の中の小市場——を望ましいとする者は、自己所有権の範囲内で、各々が自身の信念と選好に基づいて選択すればよいのである。よって、リバタリアンにとって市場とは社会であり、小市場とは共同体である。また、「市場」は反社会的「社会」である。

さて、では今度は民営化についてはどうだろうか。通常、「民営化」と言えば、ある部局を政府の外へ転出させるもので、株式会社の形をとることが多い。なるほど、確かに政府部局が質と量の両方において減ずることはリバタリアンにとって望ましいことである。しかし、政府が推進する「民営化」は、本当にリバタリアンにとっての民営化なのだろうか。「否! 違う!」リバタリアンはそう答える。では何が違うのか。

上述の通り、リバタリアンな市場は「自己所有権を侵害しないこと」が肝要である。よって、人々から強制的に筆り取った税金で運営されている組織による行為は不正であり、その結果生じた状況は市場の営為とは言えない。リバタリアンの云う民営化とは、「ある財産や制度が、自己所有権を侵害する集団・個人から、自己所有権を侵害しない集団・個人へと移されること」を意味する。例えば、日本国有鉄道からJRに移管された例は、政府からすれば「民営化」かもしれないが、リバタリアンにとって民営化とは言えない。なぜなら、国家による「諸立法」及び国交省との渉外によって自己所有権を侵害し続けているからだ。特に、JR北海道・JR四国・JR貨物(そしてこれらに加えて2016年まではJR九州)は「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律」によって、「経営安定基金」が国家により指定され、その管理は省令による。これは補助金であり、税金が原資であり、自己所有権の侵害である。当然、JR東日本・JR東海・JR西日本・JR九州、そして数多くの鉄道事業者も無辜ではない。整備新幹線助成事業、都市鉄道整備助成事業、鉄道駅総合改善事業費補助、そして近年流行りの上下分離など侵害の例はキリがない。ただし、中には国家により強制的に事業の対象となり、補助金を収受

「させられている」ケースもあるだろうから、リバタリアンは血眼で注視しなければならない。その他の例として簡単に付け加えておくと、「郵政民営化」によって郵便局は「民営化」したとされるが、例えば、いまだに信書の郵送は(政府の)独占業務であり、民営化しているとは言えない。

ところで民営化はどのような過程を経て行われるべきか。政府の占有物の民営化は、大方次の方法に峻別される。早い者勝ちによる方法、被害者の調査と返還による方法、そして「合法的」方法だ。マレー・ロスバード Murray Rothbard によると、通常、政府の原資は税金であり、その不正によって得た占有物に権利はないため、政府に財産権は存在しない。もし、所有者が明確に分かるものであれば当人に返すべきではあるが、税は誰のものだったのか判別不能なので、政府の占有物だったものはそのまま取得しても構わないと考えられる(3)。よって、基本的には早い者勝ちが奨励されるだろう。また、その派生として、早い者勝ちした人が「占有物競売会社」を設立し、占有物を競売するかもしれない。これはいわゆる転売であり、早い者勝ちと競売に関して「企業家精神」が求められるだろう。この方法は闇市・ブラック・マーケットの形で、古今東西行われてきた。

一方、ロバート・ノージック Robert Nozick は、過去の不正はすべて匡正されるべきであり、また、彼は遺産相続を認めたため(相当ラフだが、)過去に所有物を奪取された子孫は貧しいので現在貧しい人に匡正分をまず分配すべき、と考えている(4)。私は、遺産相続をリバタリアンな権利から導出できるとは考えていないため彼の主張をそのまま受け入れないが、彼の考えに依拠すると、すべての被害者と被害額を調査し、その割合に応じて占有物を分配するか、あるいは被害者と被害額が判明する度に、既に分配された人の財も含めて分配し直すことになるだろう。この方法は、誰が調査し、分配するかについて経済的な動機に欠け——もしかすると、信念溢れる人が無償で行うかもしれない——分配コストが膨大になる恐れがあるほか、過去の不正から生じた財産の余剰についてどうするのかについて論争になるだろうが、リバタリアンな権利観に合致したものだ。

戦略として、過去の不正は一旦忘れるべきか、忘れないべきかについて、リバタリアンは窮する。しかし、私自身の考え、歴史の回顧、そして実力の問題として、まず行うことになるのはロスバード的方法であり、その後リバタリアン社会に接近・成就した際にノージック的方法に依拠することになるだろう。当たり前の話だが、政府構成員とその協力者はリバタリアンとそのシステムを大変嫌う。リバタリアン社会に到達するまでの間に、数多くの妨害があるだろう。政府が情報を秘匿することもある。ノージック的方法は、いくらユートピアンであれ、残念ながらすぐには実行できそうにない。

最後の「合法的」方法についてはどうだろうか。これは政府自身のルールに則った形で民営化を志すものだ。もしリバタリアンが政府を統制した場合、十分可能な方法である。リバタリアンが政府に影響力を持つには、議会主義に訴えるものと、経済力に”モノ”を言わせる方法が考えられるだろう。歴史的事実を鑑みるに、私は「合法」戦略にはあまり期待しない。例えば、かつて社会主義者が議会の乗っ取りを企み社会民主主義者化した際、社会民主主義者が社会主義者を弾圧したように、ミハイル・バクーニン Michael Bakunin の言葉を借りるまでもなく、国家主義的規則に準じる者は、下手な国家主義者よりも国家主義に興じる恐れがある。また、すべてではないかもしれないが、大企業・大資本家は政府との「良好な」関係を構築しがちなため、起業時点では純粋なリバタリアンであったとしても、事業が拡大するにつれて「巨大な敵」に転じるかもしれない。

結局のところ、正しい民営化の方法や、「効率的」な方法は私にはまだ分からない。しかし、いずれの方法にせよ、極少数の人間の手では成せないだろう。(前川範行)

(1)

Rothbard, Murray N. (2005) *What Has Government Done to Our Money?* 5th ed., Ludwig von Mises

Institute, p. 8. 岩倉竜也訳 (2017) 『政府は我々の貨幣に何をしてきたのか』デザインエッグ社、p. 13。

(2)

Rothbard, Murray N. (2005) *What Has Government Done to Our Money?* 5th ed., Ludwig von Mises Institute, p. 36-47. 岩倉竜也訳 (2017) 「第12章：貨幣倉庫」『政府は我々の貨幣に何をしてきたのか』pp. 40-51.

(3)

Rothbard, Murray N. (1998) *The Ethics of Liberty*, New York Press. 森村進・森村たまき・鳥澤円訳 (2003) 『自由の倫理学』勁草書房、pp. 70-71, pp. 219-218.

(4)

詳しくは以下を参照。Nozick, Robert (1974) *Anarchy, State, and Utopia*. 嶋津格訳 (1994) 『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社。

ガーシー騒動に見る「暴露」

ガーシー国際手配の概要

東谷義和氏 (以下、ガーシー) は、ギャンブルの資金を集めるため、さまざまな芸能人の名前を無断で利用し詐欺を行い、YouTuberにより詐欺行為を告発され、ドバイへ逃亡した。その後、YouTubeやInstagram上にて、複数の著名人の私的な生活の様子を告発している。2022年にNHK党から参議院議員に当選するも、一度も登院せず翌年除名処分となった。

議員除名後、暴力行為等処罰法違反 (常習的脅迫) や威力業務妨害などの疑いで、警察は逮捕状を請求した。海外に滞在するガーシー氏が任意の出頭要請に応じず、告訴した著名人らへの脅迫も続いていることから逮捕の必要があると判断し、日本国警察当局は国際刑事警察機構 (ICPO) に国際手配を要請した。

警察による表現弾圧

前提として、私はガーシー氏を支持しているわけではない。加えて、ガーシー氏の「暴露」の内容が真実であるか、私にはわからない。私の関心は、ガーシー氏の「暴露」内容が真実であるか否かとは関係なく、「暴露」そのものにある。何故なら、リバタリアンな理解によれば、「暴露」とは単に、自己所有権に基づく行為に過ぎず、その内容の真偽は関係ないからだ。問題なのは、そうした行為を「脅迫」、「名誉毀損」などと大衆を焚きつけて言論弾圧し、人々の自由を侵害する国家権力の存在にある。

ガーシー氏の報道の際、「脅迫」という語がしばしば用いられているが、それが意味するところは明らかではない。日本国における法的な意味では、脅迫とは害悪を告知する行為を言う。例えば「ぶん殴ってやる!」「秘密をバラしてやる!」と相手に対して言うなどが該当する。脅迫に関するリバタリアンな理解では、発言の内容が暴力や財産の侵害を伴う場合、こうした行為は正当化できない。脅迫している人はまさに犯行予告をしているのだから、被害者は相当な範囲内で正当防衛することも考えられる。一方、発言の内容が名誉を傷つける場合などは、リバタリアンの理解では犯罪にはならない。

さて、ガーシー氏は身体や財産への侵害を告知したのだろうか? 答えは否である。ただ、脅迫の内容が単に他人の名誉に害を加える旨を告知する場合については、名誉毀損の告知となら変わらないので次節で扱う。

名誉毀損は犯罪ではない

名誉毀損とは「犯罪」と呼ぶにふさわしいほど「悪い」ことなのだろうか? 確かに、批判されたり、虚偽の情報によって自己の評判が傷つくのは嫌なことである。しかし、リバタリアンな理解では名誉毀損は犯罪にならない。何故なら、名声や名誉は明らかに被中傷者の所有物ではないので、その所有者たりえないからである。他人に対する評判は、各人の思考の中に存在する。あなたが他人の脳を所有できないのと同様に、あなたは他人の評判を所有すること

はできない。それゆえ、他人の思考の中で自己の評判が侵害されたところで、あなたは他人の脳内について訴訟を提起する権限を持たない。名誉毀損は、非暴力的な方法、すなわち対向言論によって解決されるべき、と言うのがリバタリアンな理解である (表現の自由市場)。

さらに、名誉毀損と称して人々の言論を制限することは、さまざまな問題を引き起こす。

第一に、名誉毀損の禁止は、言論活動に対する規制である。名誉毀損の禁止はまさに「ある人が別の人に自分の考えを伝えたり……影響を及ぼそうと試みたり……することを禁じようとしているのである。」

第二に、規制の範囲が漠然としている。リバタリアンは、他人の意志は所有できないとして、「名誉」に保護法益を認めない。しかし仮に「名誉」が保護法益だったとして、「名誉」とは何なのだろうか? 「未成年淫行」をしていないという「名誉」が存在するのだろうか? また、「公益目的」とは何だろうか? ガーシー氏が自身の暴露について一言「公共の電波を独占的に利用するテレビ業界への批判であって、公共目的の批判である」と言えばどうなのか?

第三に、名誉毀損により「被害」を受ける、すなわち利益を得るのは誰だろうか? 答えはもちろん、不利益な批判を黙殺したい人々や、社会的地位のある人々である。マレー・ロスバード Murray Rothbard はこの点に関して、名誉毀損罪を批判する。「この状況は貧しい人々にとって差別的である。何故なら貧しい人々の方が、中傷者に対し訴訟を起こす可能性が低いから。…更に、現在のシステムは貧乏な人々を別の意味でも差別している。つまり、多額の金のかかる名誉毀損訴訟を起こされる恐れから、彼らは裕福な人々に関する、真実だが名誉毀損的な知識を配布する可能性が低いからである。この意味で彼らの言論は制限されている。」(2)

第四に、名誉毀損などによる知識の伝達は、社会的制裁 (ネガティブ・サンクション) としての効果があり、人々の利益になる。例えば、小児性愛者で強制性交等の前科がある教師がいたとしよう。特に児童に対する性犯罪は世間の関心が高いと考えられるので、彼の前科情報は世間に素早く伝達する。これによって、各教育機関や保護者は、児童の安全に関する情報を得ることができる。また、養育費不支払問題についても同様である。リバタリアンな社会では「親の子供に対する権利」なるものは存在せず、従って、養育費を支払う義務は存在しない。しかし、養育費が欲しい一方の親は、離婚相手が養育費を支払わないという情報を公開し、社会的に圧力をかけることができる。もちろん、現在の日本国の法制度において、これらは犯罪と見做される。

最後に、名誉毀損を違法にすることで、大衆はメディアを信用しやすくなる。名誉毀損が違法である現行法下において、虚偽の名誉毀損情報を流布することはリスクを伴う。それゆえ、多くの人たちはメディアに権威を認めるようになる。「メディアがこの情報が流布しているということは、この情報は真実なのだろう。」リバタリアンな社会では、誰もが合法的に虚偽の名誉毀損情報を流布できるため、多くの人々は情報源を重視するようになるだろう。

結局のところ、名誉毀損罪の目的は「他人に対し自己の評判を強制すること」にあり、権力者が、自己の評判を強制する費用を社会一般に転嫁させたり、一般人の表現を萎縮させ、情報の活用を阻害する。

国家とメディアの癒着関係

メディアの話が出たので、国家とメディアの関係について軽く触れよう。国家は電波法や放送法などを通じて、メディアの掌握を図っている。具体的には、国家は「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する」と称して、電波を各事業者に割り当てている。しかし、国家は電波を効率的に利用することができない。「波取り記者」という語があるように、官僚は消費者ではなく、ロビイスト等の既得権者の意見を制度に反映させるからだ。国家は各事業者の特権を付与しているのである。国家はメディアに対して影響力を持ち、事業者は広告費により莫大な収入を得る、という協力関係を結んでいるのである。このような制度で成り立つテレビ・新聞業界が

「政治的に公平」な報道をすると期待するのは無理である。国家が莫大な電波広告料をメディアに独占させること自体リバタリアンの批判対象であるが、リバタリアンでなくともさまざまな問題点を指摘することができる。例えば、ジェンダー論者がよく言う「メディアによる性搾取」問題などは、国家が付与した権力や権威によって増長していると理解することも可能である。(中条やばみ)

(1)

Walter Block(1991, 初版1976), *Defending the Undefendable: The Pimp, Prostitute, Scab, Slumlord, Libeler, Moneylender, and Other Scapegoats in the Rogue's Gallery of American Society*, Fox & Wilkes. 橋玲訳 (2020) 『不道徳な経済学』早川書房、p.130。

(2)

Murray N. Rothbard(1998), *The Ethics of Liberty*, New York University Press. 森村進ら訳 (2003) 『自由の倫理学』勁草書房、p.151。

リバタリアン・ユートピア～2～

無政府な道路

無政府主義者に対する批判で典型的なものは、無政府社会では「公共財」がうまく供給されないという、いわゆる「市場の失敗」批判である。対して、リバタリアンは、「公共財」なるものは市場で供給される上に、むしろ政府よりも消費者のニーズを反映するので望ましいと主張してきた。例えば、私的に所有された道路は、交通渋滞を改善し、多くの人に経済的利益をもたらす上、治安も改善させるので望ましい、というような議論だ。本稿では理論よりも、無政府社会での道路のあり方を素描することに重きを置くので、興味のある読者には脚注に掲載した文献(1)を推奨する。本稿は「無政府社会の中にはこんな制度やシステムが存在するかもしれない」程度の予測に過ぎないことも注意されたい。

無政府社会の有料道路

無政府社会で道路はどのように供給されるのか？多種多様な方法で供給されるだろうが、典型的なものは有料道路である。現在でも、有料の道路や橋、トンネル、ドライブウェイなどが市場で供給されている。このタイプの道路は、料金を支払わない利用者を排除することが可能であり、道路の利用度合いによって価格を調整することができる。そのため市場によって十分に供給されると考えられ、実際されてきた。

企業は顧客から料金を徴収するために、有料道路の一定の区間ごとに自動料金収受システムや有人の料金所などを設置している。有料道路利用者は、道路から退出する際にETC等で料金を支払う。さらに、地域、曜日、時間帯、車種などで料金が異なる場合もある。これらはリバタリアン社会でも同じだろう。ただ、道路が民営化されれば、料金システムやサービスは市場競争によって一層の多様性を持つだろう。例えば、GPSシステムを使えば、需要に連動して料金を変動させるpeak lord pricingの効率性がさらに上がる可能性がある。基準の金額(例えば軽自動車は5円/km)をあらかじめ決めておけば、道路の利用状況をリアルタイムで反映した割引金額を利用者に通知することによって、普段は他の移動手段を利用している消費者をも惹きつけることができるかもしれない。このことは観光道路ではさらに当てはまるだろう。料金変動制は道路利用者の過度な集中を分散し、移動の効率性を高め、価格を低く抑える。

また、国家が所有する道路とは違って、有料道路の通行規制は支払いの対価(サービス)である。従って、道路所有者は自動運転システムを許可することも可能であるし、事故発生状況に合わせて速度制限を設定することができる。各企業家たちは競争相手の成功や失敗から、さまざまな情報を獲得し、我々の予想できないサービスを作り出す。

複数の企業が道路を所有しているのであれば、道路の乗り換えが大変ではないか？確かに、いくらか取引費用が生

じるかもしれない。しかし、我々は高速自動車国道から一般国道、都道府県道、市町村道など、さまざまな事業者の道路を日常的に利用している。同様に、各企業家が提携し利便性を追求するだろうと考えるのはもっともなことである。交通機関の乗り換え輸送は一つのモデルになるかもしれない。例えば、道路会社A・B・Cは同じ料金収受システムを採用し、利用者の利用区間を確定する。X氏の運転する車がA社の道路から入り、B社の道路を経由し、C社の道路から退出したとしよう。C社は区間A～Cの利用料をX氏から徴収し、A社とB社に利益を配分する。企業が取引費用をさらに低下させたいならば、月額制や年額制にすることも可能である。

「道路を利用するだけで料金が必要だなんてとんでもない！」と言う人がいるかもしれない。しかし結局のところ、公営の道路は自動車関連税やガソリン税、その他の税金を支払っており、道路は有料なのである。

「無料の」道路

では有料ではない道路、つまり「無料の」道路はないのか？あるとすればどのように供給されるのか？。各企業は、自己の利益のため、消費者に「無料の」道路を提供する場合もあれば、比較的小規模のコミュニティが契約して道路を共有化したり、通行権を相互に認める可能性がある。無論、無主物の土地はいくら出入りしようとする自由である。

わざわざ「無料の」と言っているのは、それは結局のところ消費者が道路の利用料を負担することになるからである。例えば、飲食店や小売店の前に面する道路の多くは、消費者の利便のために、店側が費用を負担するかもしれない。しかし、実際にはその店の商品に価格が価値されているということもあり得る。また、鉄道会社が管理開発を行うことで、駅付近の土地の通行料は家賃と共益費に含まれるかもしれない。鉄道会社は乗客者数を増やすためビルやショッピングモール、ホテル、マンション、観光地を開発している。また、高速道路網においてサービスエリアが発展したように、道路会社は交通量の多い場所に(もしくは交通量を増加させるために)施設を建設することができる。考えてみれば、集合住宅に住む人たちは、まさに他人の部屋・通路に囲まれているわけであるが、自分の部屋まで辿り着くことができる。なぜかといえば、共用部分などの費用を負担しているから。住民は定期券を買うよりも楽に道路を利用するに違いない。

コミュニティの例は現行法下でもさまざまである。地域の自治会からヤマギシ会、京都大学熊野寮、前進社、子供の秘密基地などを想起せよ。リバタリアン社会では、互いの同意があれば、財産を共有することが可能である。

現行の法制度では、通行権として通行地役権や圍繞地通行権が知られている。リバタリアンな理解では「他人の土地を通行する権利」なるものは存在しないが、袋地の所有者は圍繞地の所有者に契約を申し込むことができる。

忘れられた移動手段？

道路の民営化の話では、主に自動車やアスファルトの道を想像することが多いが、移動手段は多様である。軽く上げても、自動車、電車、バス、タクシー、飛行機、自転車、徒歩、船、ヒッチハイク等々。このことは、交通手段を提供する事業者は絶えず競争にさらされる、ということの意味する。例えばある企業が、迷惑なことに、自身が管理する道路の利用料を著しく引き上げたとしよう。その道路を利用している交通会社は撤退せざるを得ないし、住民は引越すかもしれない。通信事業者や地方自治体が現に行なっているように「乗り換え割」を提示する企業も出てくるだろう。道路会社が市場を無視し料金を引き上げるなら、彼らが手にするのは誰も使わない土地である。

日常の交通

都市部に住んでいる私(中条)は自分の財布や地域の特色などから住む部屋を決定する。私は共益費の対価として、仲介会社から周辺の道路を利用する権利が付帯した賃借権を得る。日常的な利用に関しては、自分の使わない道路の

費用を負担せずに済むので私の財布は潤う。職場へ行くにしても既に所有している通行権を利用し、あるいは電車やバスを使い移動する。ある日友人は私を、契約していない道路を利用しなければいけない場所にある遊園地に誘ってきた。しかし、その遊園地は「近畿道路株式会社」が経営する遊園地で、無料の送迎バスを提供しているので、なんの苦もなく遊園地に到着することができる。また別の日、友人は東京旅行へ誘った。私と友人は、最寄駅から切符を買い（あるいは夜行バスで）東京に赴き、東京のさまざまな交通機関を利用できる3日間フリーパスを購入し、目当てのイベントや美術館、ショッピングを楽しむ。

このような日常はやや理想的過ぎるかもしれない。しかし、一般に考えられている道路売却のデメリットは誇張されているように思われる。

環境主義者、愛国者、フェミニストと民営化

非リバタリアンであっても、道路の民営化に賛成することができる。

例えば、私的に所有された道路は環境に良いかもしれない。なぜなら私的に所有された道路は、資源を効率的に活用できるからである。国家は「公共」事業と称してさまざまな開発を行い、資源を浪費してきた。一方、リバタリアンな社会では、多くの道路は価格メカニズムによって供給されるので、無舗装の道路から街路樹あふれる道路、歩道者専用道路や高速道路など、需要に基づき資源が投入される。税金により道路が整備され、交通機関への価格統制が行われている現在とは違って、各人は移動のコストを自分で負うことになるので、電車やバス、乗合タクシーの活用なども進むだろう。また、自然保護区などもさらに整備されるかもしれない。リバタリアンな社会では土地に対する課税は存在しないから。

外国人が嫌いなタイプの愛国者は、同質的な仲間を集めて閉鎖的なコミュニティを運営することができる。地域住民が結束して自己所有権を行使し、その地域から「外国人」を排除できるし、「外国人」に福祉を提供する必要もない。

フェミニストも同様である。男女平等や性的少数者の権利獲得を目指して地域住民で相互に契約できる。有志さえ集まれば、「女の法」や「女の町」すら手にすることができるかもしれない。（中条やばみ）

(1)帰結主義的な立場から道路の私有財産化を主張するものに『自由のためのメカニズム』、『無政府社会と法の進化』などがある。

Student for Liberty について

皆さんこんにちは。Students For Liberty Asia-Pacificでローカルコーディネーターを務めております Hikaru Ito (いとうひかる) と申します。このたびはリバタリアン協会の機関紙『リバタリアン』に寄稿させてもらえますこと、とても嬉しく存じます。

本記事では、①SFLの概要、②なぜリバタリアニズムをベースにした（学生の）団体が日本で必要なのかの2点を話します。特に②をメインに、SFLをどう根付かせていくかを焦点にします。

数年前に、同組織が設立されていたと、地域マネージャーや私を誘ってくれた韓国の大学生から伺いました。その時は定着しなかったようです。投稿を見る限り直輸入ではなく、SFLの後援という形で国際交流系のインカレサークルといった形態をとっていたようです。おそらく、受け入れ側がそもそもリバタリアニズムを守り、促進する団体の存在を深く認知していなかった可能性が高いとみています。今回折角、私が引き受けたからには、草の根で定着させたいと強く思います。

Students For Libertyとは何か？

現在私が所属しているStudents For Liberty (以下SFL) について紹介します。第一回のウェビナーでも紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

Students For Libertyの設立経緯ですが、アメリカの大学の政治空間において保守・リベラルの二分論のなかで、リバタリアンの学生組織は存在せず、リバタリアンの学生は非常に孤独な存在であり、全米の大学を結び付けるネットワークの必要性が求められたという過去があります。実体としてはアメリカのNPO団体で、いわゆる501(c)3 団体として設置されています。簡単に説明すると、審査基準が厳しいかわりに、課税が相当免除される団体です。

SFLは2007-2008年に北米で始まって以来、2018年にアジア太平洋地域、2021年にMENA（中東と北アフリカ）が開始するなど東アジアやロシア連邦を除きほぼすべての地域にネットワークができあがりました。そして、2023年4月20日時点で日本3名（近々4名に）、韓国6名、台湾1名のメンバーで、2023年東アジアでの活動がついにスタートしました。

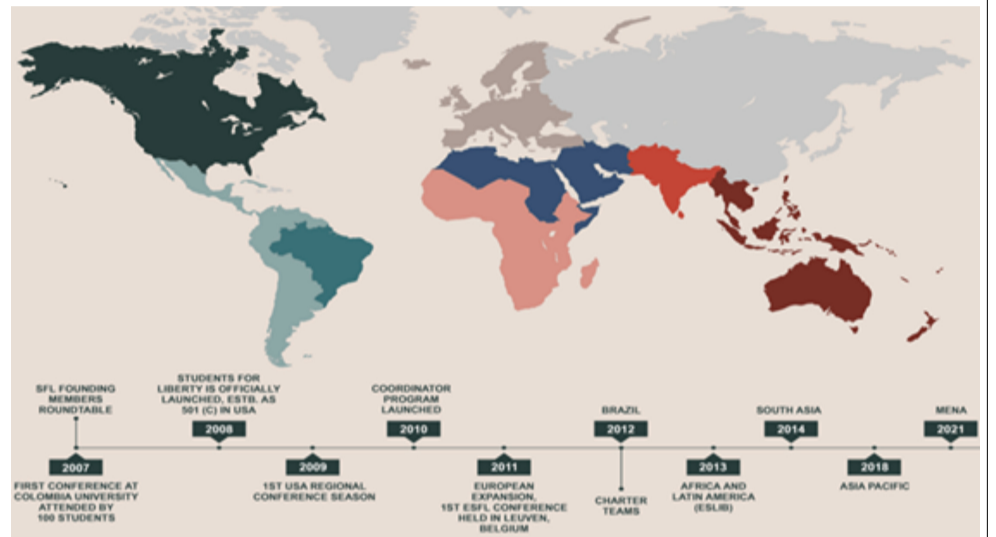


図1 SFLの分布

SFLは2008年と比較的最近できた団体でありながら、リバタリアンの学生ネットワークのなかでは世界最大の団体、ネットワークです。ビジョンとミッションを見てみましょう。

ビジョン

A Global Network of Leaders Advancing Liberty in All Aspects of Society.
社会のあらゆる局面から自由を求めるグローバルなリーダー達のネットワーク

ミッション

Educate, Develop, and Empower the Next Generation of Leaders of Liberty.
自由を求める次世代のリーダー達を教育し、育成し、力づける

これだけを見ると自由を追い求めていけば、どのようなアспектでもよさそうです。しかし定義を確認すると、Advancing Libertyとはリバタリアニズムのプリンシパルを気づかせ (awareness)、受け入れさせ (acceptance)、実行させる (implementation) こととされており、あくまで基盤にあるのはリバタリアニズムの理念です。主な目的はリバタリアンを増やすことなので、SFLはリバタリアニズムについて知らない学生も対象としています。最悪リバタリアンにはならなくても、これから世界中で、各国内で活躍するだろう若い人材が、少しでも自由のマインドを持ってくれるだけでも十分な価値があります。

なぜ学生のリバタリアン団体が必要か

ここからはなぜ私が日本においても学生のリバタリアン団体が必要だと考えたのかについて述べていきます。リバタリアン思想は、政治空間において、まったくなされていません。

私は学部生の頃、政治家の方とお会いし、官庁訪問、公務員試験、政治サークル？に幸か不幸か一般的な大学生よりは携わることができました。そこで交流した彼ら/彼女らは、ほとんどが人格的にも優れており、私よりもよっぽど優秀な人たちばかりであり、それらの体験は私に素晴らし

い学びをたくさんもたらしてくれました。しかし、不幸なことにはどう税金を集めて（多くの場合、消費税は減税、法人税、所得税の強化）どう配るかということその優秀な頭で考えるのです。このようになるのは、当然だと思っています。なぜなら、政治や行政に興味があるということは、基本的になにかが足りないという意識があり、「自分は〇〇をやりたい」という明確な意思を持った人が多いからです。ただ、権力機構の強大さや危険性は考えていないといっ

てよいでしょう。
私個人としては、リバタリアニズムの価値とはその寛容さ、多様性にあると考えています。人間は個々では不完全な存在であり、人々は強制ではなく、自発的な活動を通して補完し合いながら生きていくしかない。なぜ強制的に他人から強奪した金を使おうとするのか理解に苦しみます。こどもを始めから財源としてしかとらえない、税金を自分の金かのように語り、大盤振る舞いすることを嬉々として語ることは私の矮小な脳みそはとて理解できません。

それらの実地体験を経て、私の中に危機感が生まれました。奇しくも前川範行氏が現在、緩やかにでもリバタリアンを連帯させる組織が存在しないと『リバタリアン』の創刊号で述べたように、リバタリアンの人間にも一定の基盤、組織が必要だと考えました。やはり、個人が徒手空拳で影響力を及ぼすことは難しいと思います。しかし、政党の学生部や政治系のサークルに対するカウンターパートとして緩い連合をつくることは、効果的であると考えています。また、リバタリアンな傾向を持った人はあまり政治、政策系の場には出てきません。しかし、私よりも資質のある人材が前に出ないと、自由社会の実現から遠ざかります。政府の規模と複雑性が大きくなればなるほど、有権者が投票箱を通じて政府の政策を支配するために知らなければならないことは多くなるため、政治に無関心であることは、責められることでは全くありません。しかし、政治界隈では「若いのに政治に関心を持っていて偉いねえ」に代表されるように、なぜか政治は徳の高いものであり、関わらない・興味のないことは愚かであるという風潮があり、それらに辟易してしまったのも、リバタリアンの団体が必要だと思った理由です。

SFLに加入する上での利点、今後の方向性など

いくつか、利点を述べるとするならば、まず交友の幅が広がることです。すぐにとはいかないでしょうが、扉は開かれています。個人として全世界のリバタリアンと繋がことも可能ですが、SFLという団体を経由することで名刺代わりになることもあります。SFLから卒業した人の集まりもあるので、卒業した後もどこかで役立つかもしれません。また、Eラーニングや、ウェビナー、研修旅行の体験などは今後どのようなキャリアをあなたが歩もうとも（政府セクターから民間企業、国際機関、NPOまで）有意義なものになると確信しています。

また、一人で言論をするよりは、団体のなかであれば、まだ発言しやすいと感じてくれる方もいるだろうと思います。そういった方々に対しての代替案、プラットフォームなれば幸いです。そして、あわよくば外に出て行って色々な方々と議論を交わしていただきたいです。

少なくとも現状のSFL EastAsiaはゴリゴリのリバタリアン団体ではなく、リーダーシッププログラムと、思想的基盤としてリバタリアニズムを内包する団体といえます。私個人もそこまでラディカルではないと自覚しています。

Atlas Network に努めているSFL North Americaのオリジナルメンバーである友人にいわれたのは、「リクルートにおいて大事なものは、すべて一緒であることではなく、一つのトピックで同意できれば十分」ということであり、アライアンスをつくることです。同意点は移民制度改革、ブロックチェーン、人権擁護、銃の保持かもしれない。要は、広く同意者を増やすことが団体として、運動として重要であるという指摘です。人数を集めるなら国際協力、交流できるといえば済むのですが、それは団体の理念としてはどうなのかと思っており、少なくとも立ち上げの段階では多少なりとも、リバタリアニズムに関心、理解のあるメンバーで構成しようと思っていました。しかし、入ってから少しでもリバタリアニズム成分？を吸収してもらおうという方向性も考えています。SFLにとっての自由は主に、経済的自由（他団体との差別化のために強調したい点）、個人の自由（パートナーとのあり方から、日常生活の選択まで）、学問の自由（学生らしい観点であり、日本において左派系の教授に対して強調したい点）の3つが挙げられているものの、どのように自由を正当化するかは個々に委ねられています。例えば、韓国のメンバーは、「特にアジアでは経済に関心をもってくれる学生は少ないから、人権にフォーカスするとよい」と言っていました。それも一つの手段であるので多様な価値観を取り入れ、規模を拡大していきたいと思っています。このあたりが、リバタリアンの学生団体と銘打たれながら、日本で左派的と呼ばれるような人権擁護の活動や環境運動（あくまでFree market environmentalismの視座から）、女性の権利擁護（自由社会において当然）、国際連合、ヒューマンライツウォッチ、アムネスティインターナショナルにコミットするメンバーもいる理由です。それらを踏まえ、リバタリアニズムを知るきっかけをつくる団体というポジションがしっくりくると考えています。ゴリゴリのリバタリアン路線ではなく、あくまでリバタリアニズムをベースにゆるく人権擁護、国際的なネットワークとして、孤独を感じがちなリバタリアンのための一つのプラットフォームを提供する団体です。

申し込み方法、連絡先について

最後に、コーディネータープログラムの申し込み方法についてお知らせします。いくつかのプロセスを経る必要があるため、私にメールを送っていただくと幸いです。

hito@studentsforliberty.org

こちらの申し込みリンクと、詳細についてお知らせいたします。

<https://studentsforliberty.org/asia-pacific/local-coordinator-program/>

面接の日程を書き込む箇所があるので、都合のいい日時を選んでください。アジア太平洋を担当しているマネージャーと面接になります。私もなるべく同席できるようにします。この記事を読んで Students For Liberty に少しでも興味を持ってくれた方、あるいは、もっと知りたいという方は連絡をください。また、トピックなどの募集もしているので、意見をお寄せいただくと幸いです。

最後になりますが、リバタリアン協会さんとのウェビナーイベントも鋭意企画中です。リバタリアン協会を世界に広げていきましょう。イベントのレポートなども、こちらに掲載せられたら幸いです。（いとうひかる）

推薦図書

- Rothbard, Murray N. (2005) *What Has Government Done to Our Money?* Ludwig von Mises Institute.
岩倉竜也訳 (2017) 『政府はわれわれの貨幣の何をしてきたのか』デザインエッグ社。

こちらはロスバードによる貨幣論の著作である。

経済、人間行為の根幹である（間接）交換において必須となる貨幣が主な論点となっている。

経済（交換）の仕組みから始まり、貨幣が政府によって絶えず「改鑄」されてきた歴史を綴っている。

ロスバードの主著の『人間、経済及び国家』の貨幣版かつ初学者版といった内容であり、オーストリアンとリバタリアン必読の書と言えるだろう。

英語版はミーゼス研究所のホームページにPDF版があり、日本語版は訳本が出版されており入手難易度は低い。（前川範行）